

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 午後からの傍聴、また、関係職員の方々の傍聴、ご苦勞様です。

通告に従い、3点について一般質問を行います。

まずはじめに、税減免の家族金融機関調査は廃止をについて考えを伺います。

条例3条には、町税は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有がありますが、町民税、固定資産税、軽自動車税が一般的ではないかと思えます。51条には、町民税の減免について、所得が著しく困難になったものは、これを準ずるものが含まれるとしております。生活する上で様々な困難が生じ、経済的に行き詰まり、生活保護を申請するまでもなく、今、税金が払えないための減免申請であります。

規則には、八峰町条例に規定する町民税、固定資産税、軽自動車税及び土地所有税並びに八峰国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税の減免に関し、必要な事項を定めることを目的とすると規約でうたっています。担税力の有無は、納税義務者（生活を一にする親族・内縁を含む）の給料、年金、退職金、補償金その他全ての収入が、預貯金、保有資産等を総合的に判断し、生活保護基準を目安として町長が決定するものとする。

そこで伺います。担税力を所得に関係なく家族全員、つまり赤ちゃんの通帳まで調べるということです。令和4年12月の一般質問で、森田町長に代わり副町長の答弁がありました。赤ちゃんの通帳まで調べることに規則のとおり行くと答弁しました。堀内町長は、このことについていかがお考えでしょうか。規則にこのようなことが書かれている市町村は、県内にはありません。秋田県生活と健康を守る会の調べです。北秋田市の裁判以来、要綱・規則を変えた市町村が幾つかあるとのことでした。

国保税の滞納について取り上げますと、特別療養資格確認書は10割負担になり、病院の行き渋りが病気を悪化して、本人のみならず国保会計にも大きな影響が出てきます。所得のない人までが金融機関調べをする行き過ぎたやり方をやめるべきです。なぜ滞納額が増えたのか、しっかり面談して、支払い計画を立て、できない時は減免申請を進める。これが苦難を抱えた町民に寄り添う町政ではないでしょうか。

次に、高齢者の難聴対策について伺います。

当町の65歳以上は、全人口の半分以上を超えました。加齢性難聴とは、年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下のことを指します。一般的には40代から聴力が低下する傾向があると言われており、65歳を過ぎると聞こえにくさを感じる人が急激に増え、75歳以上で約半数の方が聞こえにくさを感じていると専門的な文章に載っています。

しかし、まだまだ現役で農作業や労働仕事など携わる人がたくさんおりますけれども、「いざ外に出て集まりの中に入っても、耳が聞こえなくて出たくない」、また「家の中でテレビを見るための集音器を購入しても、電話の音が聞き取れない。電話に出たくない。「なぜ出ない」と、家の人に強い口調で言われて落ち込んでしまう」などの話をよく聞きます。補聴器を購入するにしても、高額であったり、調整するのに何度も病院に通わなければならないなど、ためらってしまうという方がほとんどではないでしょうか。そのためにも、補聴器購入に補助をすることが必要だと思えます。この制度ができることで補聴器を買おうかという後押しができ、そして補聴器を買って検査してみるかという意欲が出てきます。検査する時には、高齢者が集まる機会の多い介護予防

教室において難聴についての学習をし、早期発見・早期治療の話話し合うことが大事であります。

加齢に伴い、誰しもが通過する難聴ですが、早期発見・早期治療が認知予防になると専門部会で世界的にも言われております。70 d Bの音が両耳聞こえなくなって初めて障害者になりますが、軽・中程度の40 d B段階で補聴器の調整を行うことが大事とされています。国会でも取り上げられ、加齢難聴対策として補聴器の検査技師のレベル向上や、検査技師と病院機関の連携を進めています。つまり何度か調整して自分に合った補聴器を得る経過が必要だということを国でも認めています。

さらに、最近の国会での情報では、参議院の小池晃議員は、保険者機能推進支援金、介護保険努力交付金が難聴高齢者の早期発見・普及啓発などの推進に取り組んでいる自治体に交付金を充てるという、こういう答弁を引き出しました。是非、介護予防として当町でもこれに取り組んではいかがでしょうか。山形市では、聴こえくつきり事業に取り組んでいます。健康寿命を延ばし、生き生きと生活する高齢者を宝として捉えるまちづくりが今後求められると思いますが、対策を伺います。

最後に、主要道路に置かれた除雪の雪山は危険であるということについて考えを伺います。

今シーズン的大雪は稀にみるものでした。生活に影響を与えました。八峰町でも若干の気温差で地域によっては降雪量が多く、大量の雪山が何mにも積み上げられている光景を目にします。

そんな中で、児童生徒がスクールバスの乗降は危険でした。子どもの安全を考えて速やかな排雪を求める声が届けられていたと思いますが、対応はかなり遅れました。交通量の多い乗降場所は優先的に除排雪が必要ではないでしょうか。児童生徒の通学に関する安全対策は、教育委員会とも連携して対策を取るべきだと思います。教育機関は、このようなことを認知しているのかどうなのか分かりません。スクールバスを利用しない地域での通学路も含め、除雪が必要との指示はどこで行われていますか。業者や人的に不足であるのであれば、緊急課題として人員確保についての対策が取られていますか。できない、ない、ないだけでは安全は守れません。

また、八森地域の国道沿いにある信号付近は、除雪の山で非常に危険です。八森駅付近の丁字路に除雪の山が積み上げられ、なかなか排雪されなかったことに何か原因があったのでしょうか。どか雪後の気温の上昇で町内が全域にわたり悪路になり、車の運転は非常に危険なことから、巡回バスも午後から運行停止になったくらいですが、当然、子ども園やスクールバスにも影響があったのではないのでしょうか。除雪車は見られませんでした。除雪はどうしたのかの声もありました。その頃の対策についてどうだったのか伺います。

どか雪と突然の気温上昇は経験したことがありませんでしたが、今シーズンを教訓にして今後どのような対策を取るのか。町民の安全第一に考えた対策を求めます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「税減免の家族金融機関調査」についてであります。

税の減免につきましては、罹災や貧困、著しい所得の減少等のため、税金を納める能力がないと判断される場合に、条例・規則に基づいて減免できることになっております。いわゆる担税力

がないと判断された場合であります。

担税力の有無については、納税義務者及び生計を一にする親族の給与、年金、退職金、補償金その他全ての収入及び預貯金、保有資産等を総合的に判断しております。

そのため、世帯員全員の預貯金等を確認する必要があり、同意していただいた方の預貯金照会を行っておりますが、申請書での申告だけでは漏れや誤りの可能性もあり、十分ではないといった考えから規則で定めているところであります。

能代山本管内では、議員ご指摘のとおり、本町のみ同意書をいただいて預貯金調査を行っておりますが、他の市町でも申請書による申告だけではなく、世帯員全員の通帳残高も確認しているとのことであり、結果としては同じ考え方に立っているものと考えております。

いずれにしましても、税の減免の可否につきましては、減免に至ったしかるべき理由を納税者誰もが納得できるよう慎重に取り扱うべきものであり、世帯の預貯金額を担税力の検討材料とすることは合理性があると考えますので、現段階で規則の見直しは考えておりません。

次に、高齢者の難聴対策についてであります。難聴原因による認知症等の様々なリスクがあることは認識しております。

このため町では、これまでも国や県、県内市町村の動向を注視するとともに、町内における状況や事業実施する場合の補助限度額の設定等について研究してきたところであります。

今後は、そうした課題を整理しつつ、町の財政状況等を踏まえ、認知症予防や健康寿命延伸のための補聴器購入の補助について、引き続き検討してまいります。

次に、主要道路の除雪の雪山対策についてであります。

今冬は、1月に入り強い冬型の気圧配置が続いた影響で雪の日が続き、2月末時点での累加降雪量が402cmを超えたほか、人的被害や建物被害が多発するなど、過去最大規模の豪雪となりました。

この記録的大雪で、能代市や藤里町を含む県北部7市町村には災害救助法が適用されたほか、町では災害対策連絡部を設置するなど、雪害への対応に当たってきたところであります。

また、道路の除雪については、午前2時半から午前7時までに作業を終了させる通常除雪に加え、町内各地での道路幅員の確保や、雪が堆積され視界が妨げられている交差点付近の排雪作業については、日中の時間帯において実施するなど、町民生活に支障が出ないよう道路の安全確保に努めたところであります。

このうち排雪作業については、職員が適宜、道路パトロールを行い、道路の状況を確認するとともに、委託業者への聞き取りや自治会からの要望を受け、関係者と実施時期について調整しておりましたが、1月26日以降、日降雪量が20cmを超える日が続く、通常の除雪作業に時間を要した影響もあり、通学バスの乗降場所や道路幅員の確保、交差点付近の雪山の排雪は、1月31日からの着手となったところであります。

今後は、今冬のような降雪量も想定しながら、道路管理者としてパトロールを強化するとともに、排雪作業に当たっては、県や委託業者、関係者と適切に対応できるよう連絡体制を取りながら、道路の迅速かつ安全な除排雪作業に努めてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まず、税の減免について再質問を行います。

町長は、結果的には同じだということでしたけれども、これを規則として定めるか定めないかというところが大きな問題であります。ほかの町村の状況を見ますと、まあ秋田市の場合は通帳を目視する。規則ではなくて担税者の、担税者というか、国保の世帯主の通帳を目視するとか、それから、ほかの方でも所得のある人については調べる。それから、湯沢市の方でも所得のある人を対象にするという、そういう中身であります。

で、私もちょっとほかの市町村ではやってないというのは分かってましたけれども、一応ネットで調べてみました。そしたら、AIではそういうところは見つかりませんでした。そして、まあ例がありませんので、出てきたのは、それこそ私が質問した見上政子の質問の内容でした。ということはですね、こういう例はやはりないんですよ。

で、問題なのは、生計を一にするということ。それから、生計を一にする家族全員ということになります。生計を一にするというのを法的でもちょっと調べてみましたら、そここのうちの家計の財布の中身から出ている人、別世帯も全て含めて、学生から、それが生計を一にする親族ということになります。これを行うんですか。

そして同意書、私も何回か減免申請を一緒に行ってますけれども、同意書には、もう家族全員10名くらいの同意書の名前、印鑑を求める同意書もあります。それから、五、六名のもあります。つまり家族全員の署名捺印が必要なんですが、副町長の、前ですね、前、前副町長、驚かないでください、前副町長の答弁によりますと、赤ちゃんまでも含まれると。となるとですね、同意書にどうやって同意をするんですか。で、未就学児の子どもたちにも名前を書いて署名させるんですか。そういうことが前例がないということなんです。そのことについて町長の考えを今一度お聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、税の減免の関係なんですけれども、署名、何を見るかというところで、私も他の自治体の規則・要綱を見たんですけども、減免の判定には担税力があるかないか、まずこれを見ると。で、担税力については、同居の家族、生計を一にする者の収入、預貯金、資産等から総合的に判断する、この考え方はどこの町村も変わりありません。うちの方では全員から同意書をいただいて、その同意書を根拠に預貯金調査をしておりますけれども、ほかの自治体のように聞き取りにするのか、また、通帳の写しを添付するのか、目視にするのか、それは確認手法の違いはあるものの、家族、同居家族全員の収入や保有資産を確認してるっていう点では、立場が同じ考えだと思います。

それと、子どもの署名の話ですけども、当然書けるわけがありませんが、それは当然保護者が書くべきものと思います。

最近では、子どもがもらうお年玉、そういうのをこつ貯金したり、別に貯金したり、子どもの名義で貯金したり、あと、子ども手当、児童手当ですね、ああいうのも子ども名義で貯金してる例をよく聞きます。それであれば何十万、100万円を超えるような貯金をその家族の財布の中にありながらそれでも減免をするというのは、他の納税者に理解できないと思います。していただけないと思います。そういう意味で、家族全員の、赤ちゃんも子どもも親もおじいさん、おばあさんも全

員の貯金を確認させていただいております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私が聞いているのは、それを文章でうたって規則に書いてる自治体がないということです。それで、規則で取り上げないで、まあ面談の中で減免申請を出した時にいろいろ質問をして、それで質問した結果と、通帳が必要であれば通帳をコピーするとか、そして、またこれがやはりやり過ぎというか、全世帯、家族、子どものお年玉までこれが調べられ、それでその同意書には親が同意するという、そういうその同意書を求めるところもあります。で、いろいろ調べてみますと、まあ任意で出しても出さなくてもいいですよという、湯沢市でしたっけか、任意で行ってるところもあります。ですから、最終的には、よく調査、調査っていうか質問をして、それでどうなってるか家族の状態を調べて、それで必要であれば、児童扶養手当とかそういうのも当然入ります。ますけれども、それは世帯主の家計の中に入りますが、やはり国保の世帯主、そして被保険者、国保の中の被保険者に対して資産調べをするというのであれば、そういうところはいくらでもありまして、結果が同じということではありません。私はこういうことを規則の中にうたっている、これが少しやり過ぎではないかということですが、これは規則ですので、条例ではもう減免は当然認められております。それを具体的にどういうふうに進めるかということは、これは町長の判断です。これもできたのも平成20年頃ではなかったか。私、できた時に加藤町長にかなり質問していたんですけども、これが新たに付け加えられたわけなんです。そういうことで、これは規則の中にこういう前例がないということの表れなんですけれども、今、町長が代わって、町長はどのように、この規則を変えるのは町長の判断でできます。いかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど来、課長も私も答弁したところでございますけれども、ほかの市町村はそういった同意書は得ずに通帳の残高を見たりしているというようなところでありますけれども、むしろ本町の方が適切に事務をやっているのかなというふうに私は思っているところでございます。やはり本人たちの同意もなく、その預貯金を、申し訳ないですけども勝手に見ているような印象がありますので、私は本町のような同意書をもって、それでもって預貯金を確認するというのが、まあ適切な事務かなと、事務執行かなというふうに私は捉えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 生計を一にする同一の親族ということですけども、これは東京の学生、それから施設に入ってる当然高齢者、これも全部含まれるわけです。で、これらの方々のその金融機関調べ、これが学生に突然行って、どうしてこうなったのかっていうことで問われると思うんですけども、それが同一家族ということですので、お父さんが社会保険とか公務員とかそういうことであっても、そういう国保に加入していなくとも、これは同一世帯として見られるわけです。こういうことがあっていいと思いますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 生計を一にする考え方でございますけれども、これは同居の家族、要は財布

が一緒の場合、そういう考えですので、同居していようがいまいが、仕送りしたり、そういう事例があれば、それも生計を一にすると判断します。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 事例があればでなくて、事例、それが規則の内容なんです。とにかく財布の中身から出ている家族全員が同一世帯として見られる、これが法的な私が調べた結果であります。こういう人まで家族の状況を調べなければならないのか。先ほどから何回も言ってますけれども、国保の世帯主、国保の被保険者、そして、そういう人たちの調べを行って、それであるとは質問で行う、こういうことが普通ではないかと思うんですけども、結果的には同じであるという考えですけども、これを行った北秋田市の裁判で、北秋田市が負けてしまいました。そこで規約が全部変えられ、この規約は八峰町とほぼ同じような規約の中身でありました。これが裁判をすることで、これは違反である、で、改めなければならないということになりましたけれども、これをどこまでも通してやっていくつもりなのか。町長は、規則ですので、この判断に間違い、自分の考えは間違いはないという判断でありますか。今一度お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 生計を一にするものの財産を全て見るというのは、これは八峰町に限ったことでなく、どこの市町村もそうしています。

それと、北秋田市の例の話ですけども、これ私も見て調べたやつと同じであれば……すいません、平成22年4月19日に判決が出たその事案だと思うんですけども、その中では、そもそも裁判の内容が、同意書の提出をしなかったことや、家族の貯金を裏付けとする資料を提出しなかったことで減免申請を却下したことに対する訴え、これが訴えです。

そして、一審では原告の勝訴となったんですけども、その理由っていうのは、税務職員の質問権が行使されていなかったということ、それから世帯主が同居の家族の預貯金等の調査に同意する様式だったということです。これが違法性があると判断されたわけです。決して金融機関調査、家族の金融機関調査を行うのが違法だといったわけではありません。

またその後、二審において、結果は市長の裁量権を、首長の裁量権を逸脱していないことと違法性の程度が高くないということで、逆転で敗訴になってます。市側の勝ちとなっております。細かい内容を言いますが、同意書については、この裁判の判決の裁判判決文の中で、その当時の同意書の様式に触れてまして、「私は、国民健康保険税の減免申請にあたり、減免の決定又は減免申請の内容を確認する調査のために必要あるときは、私及び世帯員全員の収入や資産等の状況につき、官公署に調査を委託し、又は銀行、信託会社、私若しくは世帯員全員の雇い主、その他関係人に報告を求めることに同意します。」という内容でした。これに対して判決文では、仮に、このような同意を世帯主が提出したからといって、それは原告の同居家族本人の収入や資産の調査に同意したものではないから、それを根拠として、原告の同居家族の収入や資産に関して銀行等に報告を求めることはできない。それは違法だという解釈です。つまり八峰町のように家族全員それぞれから同意書をいただいて調査するのは、当然本人との同意の結果ですので、違法だとは思っておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 規則を変えないかということの質問でありまして、これは変えないということですが、ただですね、北秋田市はこれで全部規則を変えたんです。それで他市町村もこれによって規則を変えたところが幾つかあります。そして、この規則に対してどう思うかということの質問ですので、それがね、ネットで調べても、どこで調べてもそういう市町村はないということになります。

同じことの繰り返しになりますけれども、こういう質問とか面談とかいろんなことで、それじゃあこれを出しなさいということはありませんけれども、規則の中でこのようにはっきり生計を一にする家族ということであって、これを変えないかということですが、答弁は同じですので、これで終わります。1問目については。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問ございませんか。

○8番（見上政子さん） 2問目について伺います。

補聴器の購入とか、まあいろんなことで検討する課題ではあるというふうな答弁でしたけれども、是非ですね、介護予防教室がすごく大事だっていうことを国の方でも認めているわけですね。で、介護予防教室で難聴の学習会とか、それから難聴について、こういう検査があるけれども、できたらそこで検査をできるような体制を取れないかということについて、もう一度伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 介護予防教室や、そういった体制を整えるというご質問の趣旨だったかと思いますが、後期高齢者事業の方でフレイル予防という事業をやっております。今年度、少し趣を変えて実施したところ大変好評でした。令和8年度も予算をさらに増やして、内容の方を充実させていきたいと思っておりますので、今のご意見などを参考にして、そういったものもできれば、やれるものなら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非強力に進めてもらいたいと思うんですけれども、国の方でも早期啓発に取り組んでいる、まあ一生懸命先進的に取り組んでいるところには交付金を出すというふうなことになっております。これを是非利用してですね介護予防教室で行ってもらいたい。また、介護予防教室でなくとも、健診の際にでもこういう取り組みを一体となって行っていくことが非常に大事だということで、早期発見・早期治療で、それで、ただね、この機械がないとやはり買おうかっていう気にならないし、行ってみようかという気にはならないと思うんです。町の方から高額で買えない補聴器に対して補助が出るよ、まあ出るんであったら買いたいし、そのための検査をしてみたいというふうなことが当然出てくると思っておりますので、こういう検査体制について、介護予防教室以外でも進められるところがないでしょうか。課長お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 町で行っている集団健診に関しましては、特定健診ということで委託業者、そして法律の中でもこの聴力検査の項目が含まれておりませんので、残念ながら集団健診の中では実施することができませんが、今議員おっしゃったように各種事業の中で検査でき

る体制や、令和8年度には町営診療所の方で聴力検査機、新しくします。こちらの方で人間ドック受け付けておりますので、そういった個人的に検査を受ける体制は整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 課長の方からは、積極的に取り組んで、機会があったらこういう教室も進めていきたいということですので、今一度、町長はこの補聴器の購入の補助、今、購入の補助がね9,000自治体の中で、もう3,000を超えてるところでもう補聴器の補助を行っております。そこでは、やっぱりその自治体の中では、この制度があったから購入する気持ちになった、そして聞こえるようになって集まりにも行けるようになったという、こういう声が聞こえております。もう3割近いところで、もう補助をしているわけですね。で、まあ検討に前向きなことがおっしゃられましたけれども、今一度、具体的に進める強い気持ちはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁の中で、県内市町村の動向を見てきたというお話をしましたけれども、具体的に言いますと、町村であれば小坂町、三種町、あるいは美郷、羽後町なんかでも導入しているというふうに我々も見たところでございます。いずれその購入費補助の2分の1の、あるいは2万円なのか3万円なのか、そういった限度額を設けてやっているところでございます。今回の令和8年の当初予算では、これ計上することは叶いませんでしたけれども、令和8年度中をかけてですね、しっかりと煮詰めてですね、何とか令和9年度には予算計上できるようなそんな形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 最後になりますけれども、補聴器のことで、やはり定期的な検査が非常に大事だと言われております。早期発見・早期対応することによって進行を贈らせる。少しでも違和感があれば耳鼻咽喉科を受診する。こういうことを進められるような、対話できるような介護予防教室を是非進めてほしいということで、町長も、令和9年度と言わず、必要であれば補正を使ってでも是非、補聴器の皆さんの要望が非常に強いので、これを実施してほしいという私の気持ちで、これは、2問目は終わります。

○議長（皆川鉄也君） 3問目についての再質問ありませんか。

○8番（見上政子さん） 除雪しておられる方々には本当に尊敬します。朝2時半から4時半まで除雪するというので、これは本当に大変な仕事であるということは分かります。で、まあ信号機のところは白昼、まあ県の方も椿のところは県の車も入って除雪してるなというのは目にしますけれども、もっと早くできないものかなというこういう気持ちが非常に強いです。

それとですね、まあ通学路のことについて、まず言います。先ほど言われましたけれども、やはり4mを超える高さであったんですね、あれは。本当に擁壁のような、まあ石川の大通り、あの大通りに擁壁のような両側に雪が積まれて、そこの合間をぬって通学路のバス、両側、降りるところと乗るところ、両側に分かれてまして、もう親からは早くやってほしい、早くやってほしいという声があったんですが、なかなかそれが遅れました。で、片側がやったからいいべってということ

で、片側やったがらまずこれで我慢へ。で、あと片側がもう少ししてがらってということで、どうしてこれ同時にできないものなのかなという、これはどういう要因であれなんでしょうか。業者が足りないんでしょうか。それとも除雪する人員がないのんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの再質問の方にお答えいたします。

排雪の基準なんですけども、排雪の箇所については町の職員が道路パトロールを行いながら、視界を妨げる場所などを確認し、それが国道付近の県のところであれば県の方をお願いしたり、あと石川のところについても、道路パトロールや、あとは委託業者の方と話をしながら、実施時期について調整したというようなところがあります。

ただ、片側やって片側やってないというのは、まあ優先順位的に石川だけが排雪が必要だった場所でなくて、業者の方とのやりとりの関係で片側を取りあえず優先的にやったという状況です。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 建設課の方では、通学路とか、それから児童生徒のスクールバスの乗り降りの箇所とか、こういうことについては重点地区として把握しているんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 重点地区ということはなくて、道路パトロールをしながら、どういうところが排雪しなければいけないかという箇所を調べながら、優先順位をつけて行っているという状況です。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） じゃあ把握してないということですね。やっぱり教育委員会と子どもに関することですので、子どもの通学が安全かということをは是非連携して取ってもらいたいと思います。それに限らず、スクールバスを使わない通学路の安全、特に茂浦ですと土床体育館の前の歩道は、もう毎年毎年山のように積み上げられて、近辺の人が「何で俺これやらねばねえんだ。」っていうふうなことも聞こえてきております。ですので、子どもに関する、まあ高齢者もそうですけれども、安全をまず守るということで、これに第一に考えるというこういう指示は町長出さないんですか。町長に伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まずですね、今冬の雪でございますけども、やはり、おそらく災害級の豪雪でございました。私の記憶してるところ、平成18年もかなり雪降りましたが、それに匹敵する。特に県北部はそれ以上の雪が降ったんじゃないかなというふうに私は思っております。そういった状況の中で、業者さんも含めてですね、委託業者さん、相当朝から頑張って除雪・排雪もやってきたところでありまして、当然ながらその人たちは常に人命を第一にしてですね作業をしてもらってますし、当然ながら道路ですから、当然ながら車両の通行が支障のないように取り組んできているところでございます。

先ほど議員からあったとおりですね、少し教育委員会のところと、いわゆる児童のですねバスの乗降場所の排雪については、若干の遅れたところはありましたけれども、今回のこの経験を

すね糧にして、また来年以降こういった同じ雪が降っても、そこにつきましてはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ぜひ連携を取って、まず子どもの安全を考えてもらいたいと思います。

それですね、今まで経験したことのない雪でした。大雪の後の雨が降って、道路も大変な状態で、さすがに巡回バスは午後から動けませんという放送が流れました。これに対してですね、巡回バスが動かないくらい、私もちょっと運転してたんで、とてもじゃないが危険で、外に出てみたものの、とても車を運転する状況でなかったんですが、この時でもやっぱりスクールバスとか、それから保育園の送り迎えのバスとか、多分運行してたと思うんです。本当に危険な、今まで経験したことのない悪路でした。

で、この時に、まあ除雪は2時から、早朝からということですけども、こういう巡回バスも動かないような時に、除雪車を私全然見なかったんですね。ですから、日中であってもこういう悪路があちこちで生じていたわけですので、こういう時の指示というのは、どこからしなければならぬとか出されるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの質問にお答えします。

確かに日中に気温が上がって道路の雪が解けて、車の通行や人が歩くのに影響が出ているというのは認識しておりましたが、その雪を除雪した場合ですね、水分を含んだ重い雪が塊となって各屋々の間口や車庫の前に寄せられるということになれば、帰宅後、車庫に入れないとか、うちに入れないとか、そういった悪影響も考えられますので、一般的にその際は翌日の通常除雪で対応してるといったところなんです。特段、今回は除雪出てくださいという指示は出しませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） やはり町民の安全ということがまず第一だと思います。事故がないように、子どもたちの事故もないように。この対策を強力に進めて、保育園の運行とかスクールバスの運行がどういうふうになって、どこら辺が危ないのかっていうことは、この時点でも把握する必要があったのではないかと思います。

いずれですね、こういうことが地球の温暖化、どこでどういうふうな天気になるか分からない、こういう状況の中で、今シーズンの教訓というのは本当にいい経験になったと思うんです。それは町民全体もそうです。ですから、来年の天気はどうだべかなっていうのが皆口々に出る心配事でありまして。そういうためにもですね、町長の方から今後の対策について、地球温暖化も踏まえた上での何か対策があったらお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 国交省なんかは今要望行ってる時ありますけれども、やはり国の方からも、もう秋田県は、これ雨ですけども、豪雨も毎年あってだいぶ状況が変わってきているねと。それに伴ってじゃないですけども、やはり雪の量もおそらくそれに比例して上がってきてるんじゃないかなというふうに捉えております。

今年、先ほど言ったとおり記録的な大雪となったところでございますけれども、こういったことが普段からあってもおかしくないといった状況だと思いますので、先ほど言いましたように道路パトロールを強化するなどして、町としてもしっかりとその対策を取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、そしてまた、危険な箇所、車がスタックしているようなそういった箇所がありましたらですね、是非見上議員からも町役場の方にご連絡いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私も嶋津さんの方に何回か話して連絡は取っております。それで、まあ今回、私も特に気をつけてもらいたいのは、八森地区の信号の付近のところとか、それから丁字路の大きいところとか、そういうところ、歯医者さんのところとかね、農協のところとか、交通量も非常に多いところですので、あそこにどかんと積まれますと、国道の中まで入って行って車が来たか来ないか確かめなくちゃいけないということで非常に危険だという声もあります。そういうところには、なるべく早く速やかに廃雪をしてもらいたい、これをお願いして質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで……

（「議長、いいですか。」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 先ほどのね見上議員の減免についての再質問の中で、北秋田市が裁判で負けてしまったというような発言がありましたね。ところが課長から、課長の答弁ではね、全くその逆であったわけですね。裁判の問題をですよ、このまま放っておくことはやっぱりできないと思います。これはやっぱり見上議員から訂正を求めるべきだと私は思います。

○議長（皆川鉄也君） 休憩します。

午後 1時53分 休 憩

午後 2時02分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで8番議員の一般質問を終わります。